



天皇メッセージに込められた

「生前退位」を切望する意思表示

山下 カ・なら人権情報センター副理事長

8・8天皇メッセージの核心

明仁天皇が去る8月8日、象徴としての務めに関する自らの気持ちをビデオメッセージという形で国民に訴えました＝写真。「既に80を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています」というのがメッセージを発する動機として率直に語られています。

日本国憲法は、その第1条で、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と述べている。ところが、象徴とは何かについての定義は明らかにされていません。「日本国の象徴」は「日本国のシンボル」でスーッと理解できますが、「国民統合の象徴」はピンときませんが、どうでしょうか。コメを主食とし、野菜とサカナ、時たまニクを副食として食し、みそ汁を添える。日本語をしゃべり、神社にも仏閣にも同じように祈ります。この程度しか「日本人共通のイメージ」は浮かんでできません。凡人の悲しさでしょうか。



しかし、明仁天皇は、天皇の位についてから28年間、「国民統合の象徴」としての役割を追求してこられたと承知しています。それが、皇后共々に実践されてきた戦没者慰霊の旅であり、被災地慰問の旅です。健康であることが必要です。全身全霊をもって務めを果たすには高齢では無理が重なります。このたびの「8・8天皇メッセージ」は明らかな「生前退位」を切望する意志表示です。しかも、「戦後70年という大きな節目を過ぎ」「2年後には平成30年」「私も80を越え」と、具体的な時期に触れています。皇室典範の改正の時限に関わって天皇のある種の覚悟がうかがえるのではないのでしょうか。

「8・8天皇のメッセージ」は憲法第4条に抵触するのでは、との批判があるようです。「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」を事ありげにひっぱり出している人も少なくありません。しかし、ことは天皇制に関わることです。天皇は天皇制を支えるただ一人の存在ではないですか。天皇の務めに関わることで、主権者たる国民が唯一の当事者である天皇の考えを聞く機会を、これまで誰が用意してくれたでしょうか。

小生、9月3日で満75歳になります。7月末には町役場から後期高齢者医療被保険者証なるものが送付されてきました。思いつきで不謹慎だと誹(そし)られることを覚悟して言わせてもらえば、この「後期高齢者」ゾーンに加わる75歳までに「定年退位」ということにならないものでしょうか。

皇室典範を変えるべき

天皇の行為が政治の動向に影響を与えてはならないとする憲法の定めに従って、「8・8天皇メッセージ」で

は「退位」という文言を含めて、現行制度の見直しには触れていません。「生前退位」となると、少なくとも皇室典範を変えなければならないからです。旧皇室典範にも、現皇室典範にも、退位についての規定はありません。「終身在位」という制度は、明治以前の天皇の姿とは相容れない“神権天皇制”を導入するために、明治憲法が創り出したシロモノでした。しかし、憲法や現行の皇室典範には「生前退位」を禁じる規定もなく、法の改正が可能であります。

もともと、旧典範が検討された際にも、「退位」について論議されていました。法制度に詳しかった井上毅(宮内省図書頭=ずしよのかみ)と柳原前光(元老院議員)が「譲位は可能とすべし」との原案を示したけれども、初代首相の伊藤博文が「皇位につくのは天皇の義務なり。天皇が終身大位にあるのはもちろんである。ひとたび踐祚(せんそ=位に就くこと)された以上、随意にその位をのがれることはもってのほかである」と一喝した、とされています。

天皇の退位については戦後も検討されていました。佐々木惣一・元京大教授は「国家が行くべき道、国民が自己を律すべき道」を教えるために、天皇はご退位のご希望があれば、国家機関との相談のうえで、ご退位もあり得る、と発言しています。また、南原繁・東大教授は、退位の自由を認めないのは天皇の基本的な人権を侵害しており、その意味で退位もあり得る、と述べています。

しかし、連合国により昭和天皇が戦犯として訴追される可能性が消えていなかった時期であったことに鑑みて、「実際問題として、こういう場合に御退位ができる、御譲位ができるという規定を設けること自身、はなはだ好ましくないか」との幣原喜重郎(してはらきじゅうろう)・国務相のまとめで変革案は封印された、とされています。

「8・8天皇メッセージ」は、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ」と締めくくり、「国民の理解を得られることを、切に願っています」で終わっています。皇室典範に「生前退位」の条項を挿入し、改正していくことで基本原則の主権者たる国民の総意が反映されると確信します。速やかに国会での論議を始めるべきです。

どうなっていくのか、天皇の宮中祭祀

「8・8天皇メッセージ」については、国内外のマスメディアも大きな関心を寄せ、有識者などの見解も紹介されています。そのほとんどは天皇の務めと皇室典範に関わる視点への関心で占められていると思います。しかし、天皇の務めは大別して3つあるのではないのでしょうか。国事行為と公的行為、そして、私的行為とされる宮中祭祀などの務めです。

高埜利彦・学習院大教授の指摘に注目しました。「むしろ、天皇のご懸念は、天皇の私的行為として務めてこられた宮中祭祀が、皇位の継承者たちに、きちんと引き継がれるのかどうかではないかだと思います」という部分です。古代より一貫して、国の平安を願い、神を祀ってきたことこそ、「伝統の継承者」としての天皇の務めであるとされてきました。それこそが天皇の神聖的性格の根拠として、今も受け継がれています。宮中では、年に30以上の宮中祭祀が神道形式で行われています。

また、天皇の終焉に当たっての皇室のしきたりに基づく行事が、同時進行する苦行を残る家族には無理ではないかとの懸念を自らの体験に照らしてメッセージに込めています。確かに、政教分離は民主主義の原則ですから、私的行事に国民は目を向けなくてもよいのかもしれませんが、務めを果たすのは天皇です。



天皇が務めを果たすのに不安を訴えているのです。政府が言うように、国事行為に代役を用意しよう、とか、天皇には国事行為以外に行う「能力」を求めているのであるから、象徴天皇としての務めの範囲を広めないようにすべき、とかの対応は、明仁天皇にはまさに“糠にクギ”で、効果はないと思います。

この際、宮中祭祀の有り様や、皇室のしきたりの中身を国民の目に晒してはどうか、と思っています。国民の理解が及ばないような宮中祭祀の務めや、皇室のしきたりで負担が増して、国民が期待し、かつ明仁天皇が着任以来、積み重ねてきた象徴天皇の務めが縮小するようでは困るからです。天皇が大嘗祭でアマテラスの神霊と稲作文化を受け継ぐ儀礼など、神話であっても、きっちり神話として国民に示すべきではないでしょうか。世界のどこの宗教をみても、神秘性と神話は宗教に付随する不可欠な要素であります。天皇の地位は、主権の存する国民の総意に基づく、のですから。

タブーを超えて国民的議論を！

「8・8天皇メッセージ」に触れて、ひねくれ者の小生などは、誰が、どこから、手をつけていいのか。無理やるなあ、と斜めに構えるしか、しょうがありません。「天皇ってなに」「なんであの人が天皇になってはるの」と子どもに聞かれると、説得力のある説明をあなたはできますか。小生には自信がありません。ましてや、象徴天皇の定義について聞かれても、「わからへん」を返すしかない、と思ってきました。しかるになぜか、このたびの「8・8天皇メッセージ」に出くわして逃げてはあかん、と覚悟を決めました。天皇の側から、いつもと違う力のあるボールが、われら国民の側に投げ込まれたからです。



「天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました」。これは、天皇と国民の対峙における天皇の側の基本的な心構えを述べたものです。謙虚で倫理観の高い態度だと評価したい、と思います。そして、天皇は、この間、継続してきた戦跡地への慰霊の旅や、被災地への訪問などこそ、「天皇の象徴的行為」である、と定義づけています。

さらに、「ほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした」と結んでいます。この天皇自らが語った「即位28年」の総括は、なんの抵抗もなしに、静かに小生の心に届きました。多分、この「8・8天皇メッセージ」はおおかたの国民の合点するところだと思います。

しかしながら、ひねくれ者の小生は明仁天皇にボールを投げ返したくなるのです。天皇の象徴的行為については良く分かりました。賛同します。しかし、なぜ、神に祈るのですか。誰にたのまれたのですか。これからの論議で忘れないでおきたいのは、「皇室問題に関心がない」少なからずの国民が存することです。

安倍首相は8月8日に首相官邸で記者団に「天皇陛下のご公務のあり方などについては天皇陛下のご年齢やご公務の負担の現状に鑑みると、ご心労に思いを致し、どのようなことができるのかしつかり考えていかなければいけない」と語っていました。どう対処するのかは見ものです。楽しみにしています。有識者会議などで格好をつけようとするのでしょうかね。

結局のところは、「特別措置法」に集約しようとするけれども、国民世論の反対で立ち往生して、東京オリ

ピックに流れ込むというシナリオが浮かびます。これは面白くありません。

天皇と安倍首相の「憲法」論争

政治好きのヤジ馬たちが関心を集中させているのは、安倍首相と天皇の「憲法」論争ではないでしょうか。「8・8天皇メッセージ」に一番ショックを受けたのは安倍晋三首相と、その共鳴者グループの日本会議ではなかったでしょうか。日本会議とは、安倍政権と密接な関係をもち、いま、憲法改正「1000万人署名」運動などを掲げて政治運動を展開している草の根右派組織です。第3次安倍内閣の閣僚20人のうち、13人が日本会議国会議員団のメンバーになっています。過日の参議院選挙で勝利し、改憲勢力3分の2の体制を整えた安倍政権に「生前退位」という天皇からの爆弾が打ち込まれたから大変です。



そもそも生前退位というのは、江戸時代以前の皇室では、しばしば行われてきました。明治になって、天皇を頂点とする国家神道を国民支配のイデオロギー装置にしようと考えた政府は、大日本帝国憲法と皇室典範によって、この生前退位を否定し、天皇を終身制にしたのです。「万世一系」の男性血統を国家の基軸に据え、天皇を現人神と位置づける以上、途中で退位すらできない。すなわち、終身制が不可欠であったということです。安倍首相と日本会議は、この大日本帝国憲法の復活を最終目標にしているというから大変です。

「象徴天皇」があくまで国民の総意に基づく「役割」であり、国民の声を聞き、寄り添う機能を有している必要があります。その“日本国憲法下の象徴としての天皇”のあり方を守るために、生前退位の必要性を天皇は示唆したのは疑う余地がありません。

残念ながら名勝負を裁く行司役がいないのです。国会に期待したいところですが、無理でしょう。最後は、いつ、どんな局面で国民が決裁するのか。あらゆる場面で積極的に関わっていく努力をしなければ、と思っているとこです。

【用語解説】

■**皇室典範**(こうしつてんぱん) 皇室制度の基本を定めた法律で、1947年施行。(1)皇位継承、(2)皇族、(3)摂政、(4)成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓、(5)皇室会議の各章から成る。戦前の旧典範(1889年制定)から、大嘗祭(だいじょうさい)など神道儀礼の規定が削除されるなどして簡略化されたが、骨格は踏襲している。旧典範は欽定(きんてい)の最高法規で、国会の関与が許されなかった。だが、戦後の典範は一般の法律となった。皇位継承者を男系の男子に限る継承ルールの変更についても、国会で改正をすれば可能との意見が多数を占める。

■**宮中祭祀**(きゅうちゅうさいし) 皇居の中の宮中三殿(賢所・皇霊殿・神殿)で行われる祭祀。天皇自身が祭典を行い、御告文を奏上する大祭(神嘗祭・新嘗祭など)と、掌典長が祭典を行い、天皇が拝礼する小祭(四方拝・歳旦祭など)があり、年間約30件の祭儀が行われる。新嘗祭を除くほとんどが明治以降につくられ、1908(明治41)年の皇室祭祀令で明文化された。戦前は公務とされたが、戦後、皇室祭祀令は廃止され、新憲法下では天皇家の私事として行われている。

■**新嘗祭**(にいなめさい) 稲の収穫を祝い、翌年の豊穰を祈願する古くからの祭儀。天皇が新穀を天神、地祇にすすめ、その恩恵を謝し、また、みずからも食する。宮中のほか、伊勢神宮や出雲大社でも行う。